

V. 税制改正

事 項	税 制 改 正 要 望 内 容
1. スーパー中枢港湾における荷さばき施設等に係る特例措置 <延長>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スーパー中枢港湾の特定国際コンテナ埠頭において、国の無利子貸付制度（港湾法第55条の8）の適用を受けて認定運営者が取得する荷さばき施設等に係る以下の特例措置の適用期限を2年間延長する。 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税：課税標準1／2
2. PFI法の選定事業として整備される公共荷さばき施設等に係る特例措置 <延長>	<ul style="list-style-type: none"> ○ PFI法の選定事業として整備される公共荷さばき施設等に係る以下の特例措置の適用期限を2年間延長する。 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税：課税標準1／2
3. 倉庫用建物等に係る特例措置 <延長>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際競争力の強化、物流分野での環境負荷（CO₂量）の削減及び地域の活性化に資するよう、「物流総合効率化法」に定められた総合効率化計画に基づき倉庫用建物等を取得する場合の特例措置を2年間延長する。 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税：課税標準 5年間5／6（港湾上屋）